

2022年5月23日

各 位

会社名 株式会社 スターフライヤー  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 白水 政治  
(コード番号：9206 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 柴田 隆  
(TEL 093-555-4500)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を2022年6月29日開催予定の当社第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の決議を機動的に行うことを目的として、会社法第309条第2項に基づき、現行定款第15条（決議要件）に第2項を新設するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものです。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（水曜日）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（水曜日）

以 上